

みなさんは、消費税の「インボイス制度」を知っていますか？  
何となく耳にしたことがある方も、その内容まではよく知らない  
方がほとんどではないでしょうか。また、みなさんは消費税に関して  
こんなこと思っていませんか…？

- ✓自分は 「**手間請け**」 だから関係ない！
- ✓売上が 「**1000万円未満**」 だから大丈夫だよね…。
- ✓そもそも 「**消費税**」 の仕組みがよくわからない。



しかし、「インボイス制度」が始まると、自分には関係ない  
と思っている多くの事業者が「**消費税の課税業者**」になるこ  
とを迫られるようになるかもしれません！！

## 第1講

# 消費税って何だろう？



## はじめに…「消費税」ってどんな税金?

○私達が日常生活で物を買ったり、いろんなサービスを受けたりする時には必ず消費税が掛かります。

○そもそも「消費税」はどんな税金でしょうか?



### 基本その① 「消費税」を支払うのは誰? ⇒ 消費者

- ・消費税は、文字通り消費に負担を求めるという考え方から、ほとんどすべての物品やサービスを課税対象とする税金です。  
(ただし、土地の取引・医療・福祉・住宅の貸付・教育の一部など課税対象とならないものもあります。)

- ・「消費税」は、**事業者**が販売する物品やサービスの価格に、消費税分(税金)が上乗せされていて、サービスの提供を受ける**消費者**が実質負担するとされています。

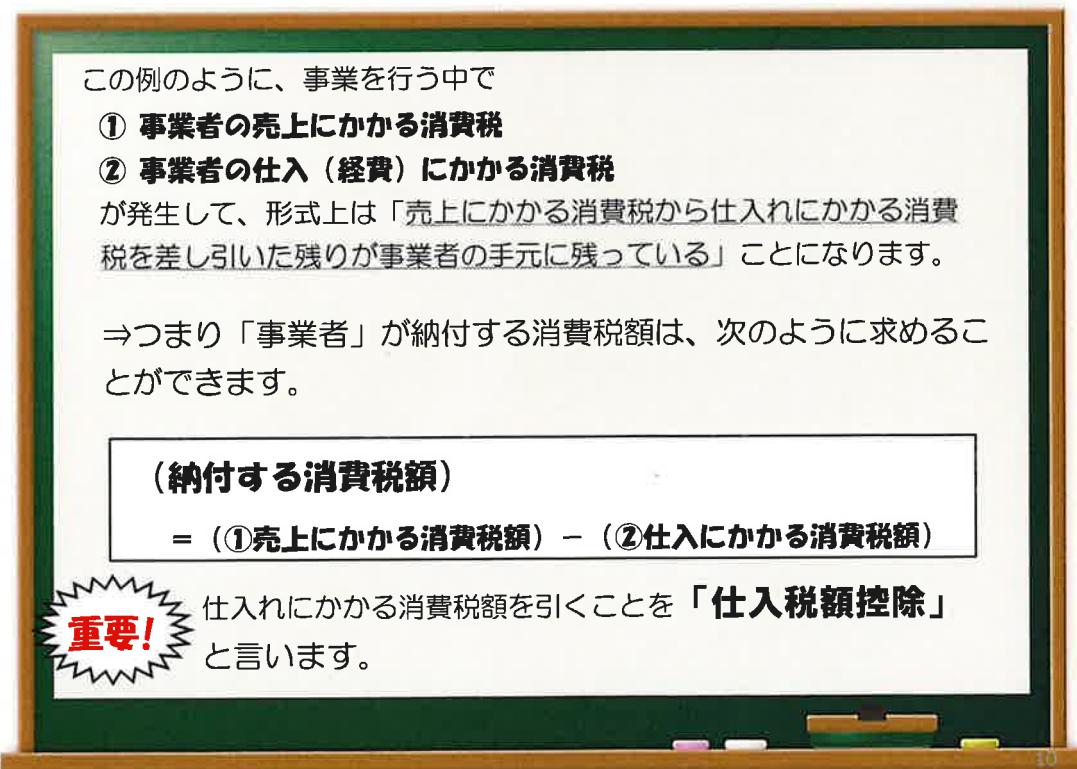
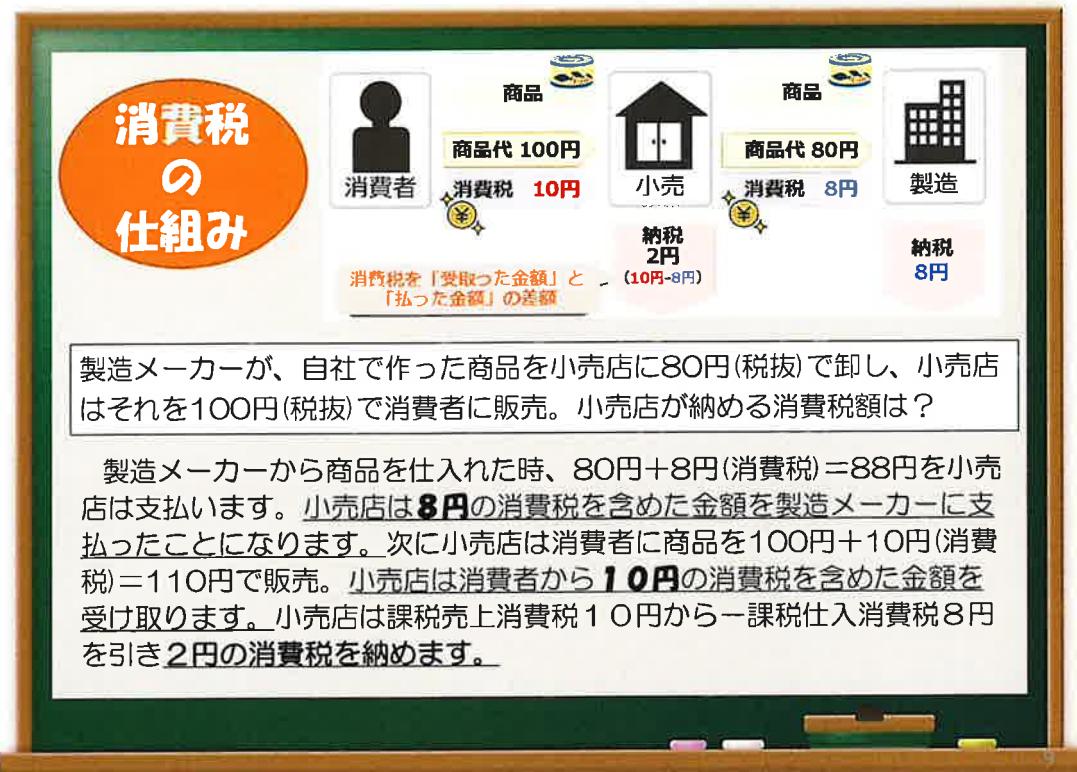


### 基本その② 「消費税」を納めるのは ⇒ 事業者

- ・消費税を納めるのは、物品の販売やサービスの提供を行った「事業者」です(納稅義務者)

税金を納める義務のある人(納稅者)と税金を負担する人(担税者)が異なる税金を「間接税」と言います。

⇒「直接税」…税金を納める義務のある人(納稅者)と税金を負担する人(担税者)が同じである税金 例: 所得税



### 基本その③ 課税事業者の判断基準は「**2年前の売上**」

- ・消費税を納付すべき事業者ことを「課税事業者」といいます。
- ・消費税の課税事業者となるかどうかは「**基準期間（個人事業者は2年前、法人は2期前）**」の課税売上が1,000万円を超えるかどうかで判断します。

### 基本その④ 消費税の申告には「**2通り**」方法がある

#### ① 一般（本則）課税

（納付する消費税額）

$$= (\text{課税売上にかかる消費税額}) - (\text{課税仕入にかかる消費税額})$$

#### ② 簡易課税

消費税額を計算するための事務負担を考慮した制度です。売上にかかる消費税額に対して、事業の区分に応じた「**みなし仕入率（建設請負業は70%・手間請けは60%）**」をかけて計算した額を、課税仕入れに係る消費税額とみなします。

（納付する消費税額 建設請負業の場合）

$$= \text{課税売上にかかる消費税額} - \text{課税売上にかかる消費税額} \times 70\%$$

## ※一般課税と簡易課税の特徴

### 一般課税

メリット：事業用の機械や車両を買った時や、仕入れや外注費が多い場合に簡易課税より税額が低くなる。

デメリット：帳簿の記載、請求書・領収書の管理を厳格に行う必要があり、事務処理が煩わしい。

### 簡易課税

メリット：事務処理が一般課税より簡単。

デメリット：場合によって一般課税より税額が高くなる

## ●簡易課税を適用するための要件

- ①基準期間の課税売上高が5,000万円以下であれば適用。
- ②事前に簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出する。
- ③簡易課税を選択したら原則として2年間はやめられない。
- ④簡易課税をやめて原則課税で納税する場合、やめようとする課税期間の開始日の前日までに消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出する必要がある。
- ⑤簡易課税を選択している場合、消費税の還付は受けられない。



## ここまで の ポイントを簡単におさらい！

- ✓ 消費税は消費者が実質負担し、事業者が納税する。
- ✓ 事業者が納税する消費税は  
**(売上にかかる消費税) - (仕入にかかる消費税)**で求める。
- ✓ 消費税の課税事業者になるかどうかは、基本的には**2年前**（法人は2期前）の課税売上が**1,000万円**を超えるかで判断する。
- ✓ 事業収入の中には、**消費税**が含まれている。
- ✓ 消費税の納税の仕方は2種類ある（一般と簡易）。
- ✓ 1日いくらの手間請で従事している人も、会社の労働者と判断されないケースは個人事業主 = **事業収入**。

## 第2講

### 建設業における

### 消費税の考え方

結局さあ、消費税増税やインボイスで誰が得するの？

誰も得しないよ。いいや

政府と、まあ輸出大企業もかな。コロナで売上が落ちても  
しっかりと大手輸出企業全体で、1.2兆円を超える輸  
出の還付金があるからね。



## 建設業における消費税の考え方（一般課税事業者）

● A工務店（個人事業）が施主さんから新築工事を請け負った場合を例に考えてみましょう。



- ① 工事を完成させ収入を得るために（課税売上）
- ② 様々な下請業者・職人に仕事をしてもらい（外注費）
- ③ 家を建てるための材料を仕入れ（材料費）
- ④ 会社を経営するために様々な経費がかかります（一般経費）



①～④をふまえると、A工務店が支払う消費税額は次のように求めることができます。

$$\text{A工務店の納付する消費税額} = \text{①工事収入} - \text{にかかる消費税額}$$
$$= \text{②外注費} + \text{③材料費} + \text{④一般経費} - \text{にかかる消費税額}$$

# 第3講

## インボイス制度の内容と その問題点

中小事業者や国民負担を押し付ける政府の常とう手段はなーに?  
仲間うちで、一つになれないように分断攻撃かな  
あなた免税事業者?課税事業者?など



⇒ここからは、「インボイス制度」により何が変わらるのか、  
また「インボイス制度」の何が問題かを考えていきます。



納付する消費税額は、先程学習したように次の計算方法で求めます。

(納付する消費税額)

$$= (\text{課税売上にかかる消費税額}) - (\text{課税仕入にかかる消費税額})$$

この仕入れにかかる消費税額を差し引くことを「**仕入税額控除**」と言  
いますが、「**インボイス制度**」の導入により、

**仕入税額控除の書類のルールが変わります**

## 重要!

「**仕入税額控除**」を行うためには、課税仕入等の内容、取引価格等を記載した**請求書**などを7年間保存することが要件とされています。

2019年10月1日から2023年9月30日まで、仕入税額控除を行うために「**区分記載請求書**」の保存が義務づけられていますが・・・。

### 【区分記載請求書の記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名（名称）
- ② 取引金額・取引内容
- ③ 税率ごとに区分した合計税込金額（※）
- ④ 請求書受領者の氏名または名称

※③について、建設業のように複数税率がない場合は、現行の請求書が「**区分記載請求書**」になります。



## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）①

2023年10月1日から消費税の**仕入税額控除**の方式として「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入予定です。

### 【適格請求書の記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名（名称）及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引金額・取引内容
- ④ 税率ごとの合計金額及び消費税額  
8%か10%かを分ける。
- ※消費税5%に戻せばインボイスは必要ない
- ⑤ 請求書受領者の氏名または名称



## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）②

- ① 適格請求書の発行ができる事業者は、税務署に発行事業者の登録を行い、登録番号を交付された事業者のみです。
- ② 登録は、消費税の課税事業者でないと行えません。
- ③ 登録番号の記載がないものは「適格請求書」と認められないとため、仕入税額控除が行えません。（経過措置あり）

多くの事業者  
に影響が!!

インボイスの  
問題①

### 「事業主(一般課税事業者)」の場合

- あなたは、工務店の事業主で2年前の課税売上が5,000万円を超えるため「一般課税事業者」になっています。
- 新築工事を請け負った時には、多くの外注・下請業者にも手伝ってもらいます。外注・下請けが「免税事業者」だった場合、仕入税額控除が出来なくなるため、次のようになる可能性があります！

納付する  
消費税額

=

①工事収入

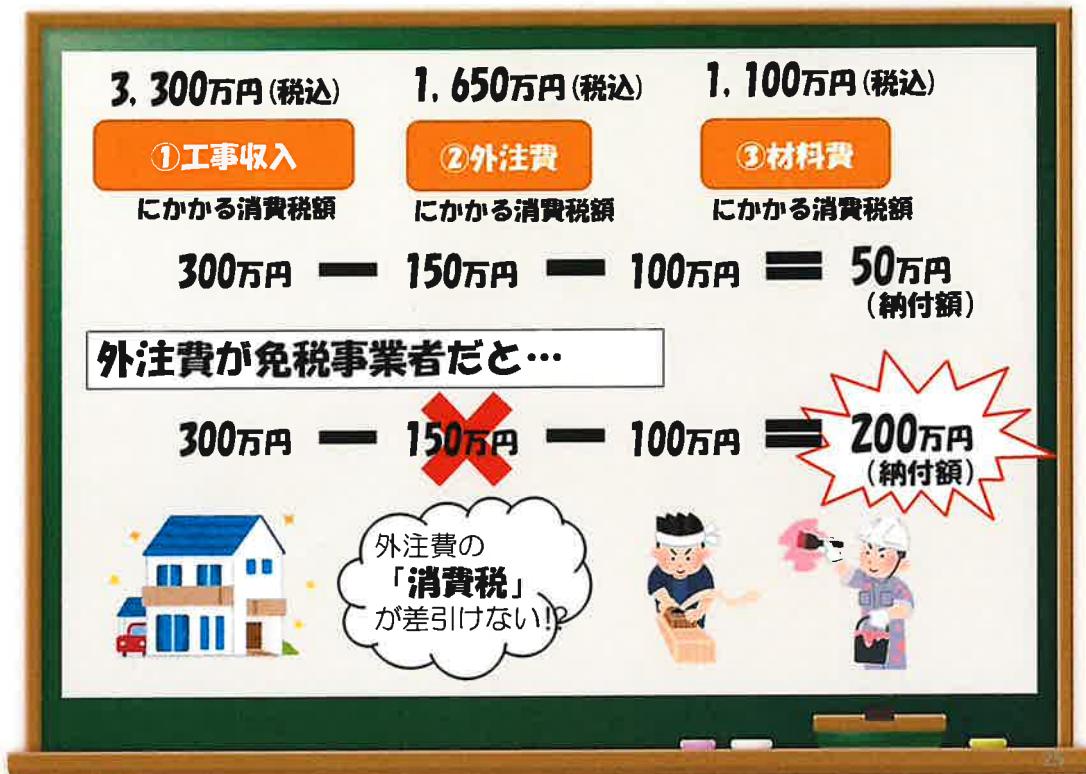
- かかる消費税額

②外注費

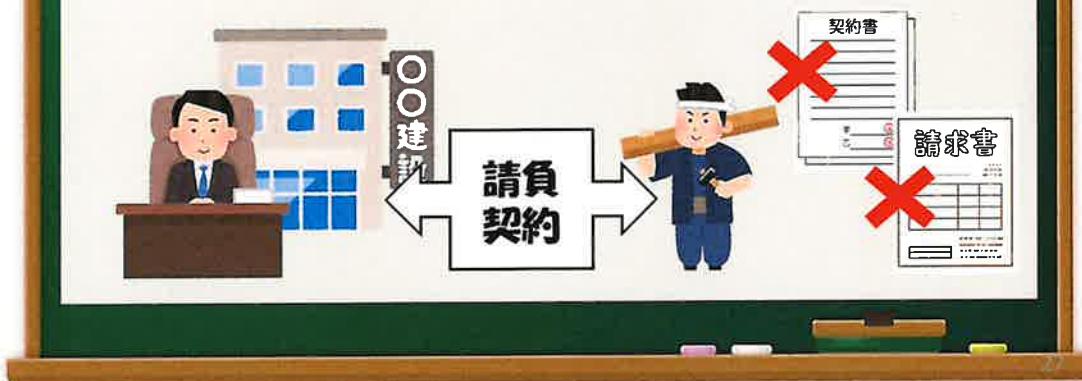
かかる消費税額

③材料費

かかる消費税額



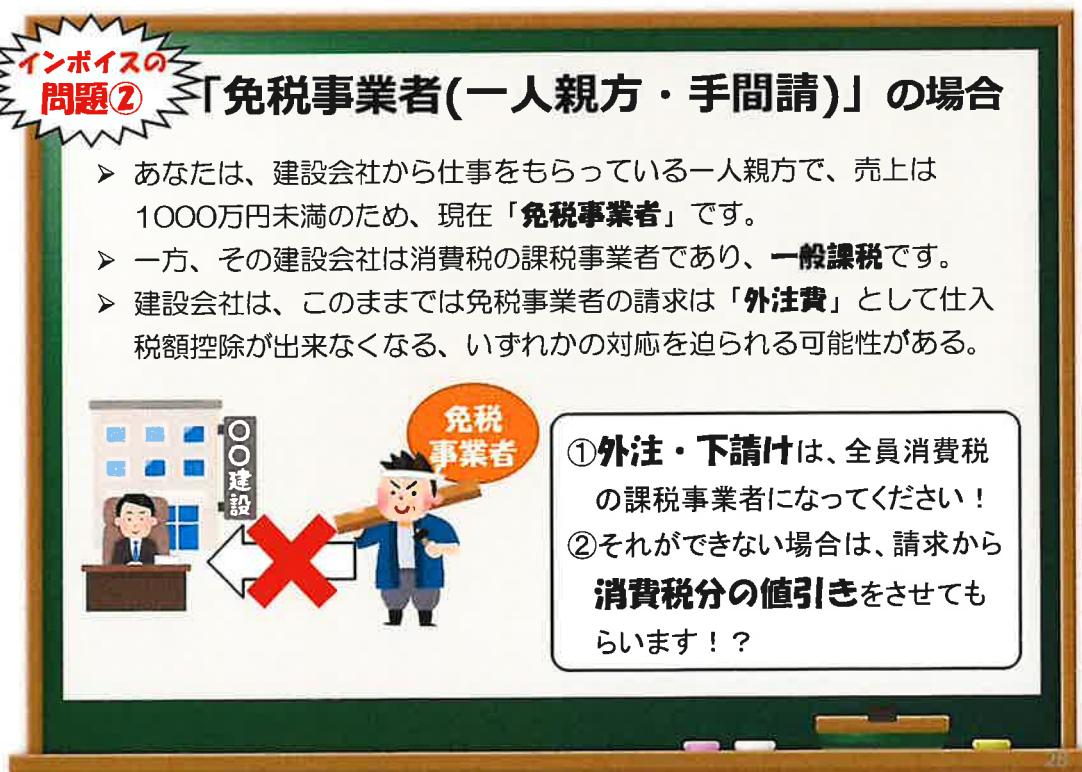
- 1日いくらで仕事をしている場合、会社で源泉徴収されたり、雇用保険に加入していれば「給与収入」と容易に判断できますが、そうでない場合は、ケースによって「事業収入」又は「給与収入」の判断が分かれる。  
※国税庁は「労働基準法上の労働者か」を基本に総合的に判断します
- また、契約書や請求書、領収書など書面上の契約をしていない場合でも、事実上「請負契約」を交わしていると判断される可能性もあります。
- 自分の働き方に消費税（インボイス）が関係するかどうか慎重に判断を。



インボイスの  
問題⑦

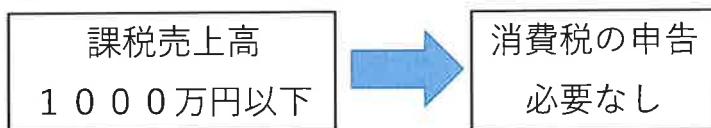
## 「免税事業者(一人親方・手間請)」の場合

- あなたは、建設会社から仕事をもらっている一人親方で、売上は1000万円未満のため、現在「免税事業者」です。
- 一方、その建設会社は消費税の課税事業者であり、一般課税です。
- 建設会社は、このままでは免税事業者の請求は「外注費」として仕入税額控除が出来なくなる、いずれかの対応を迫られる可能性がある。



**インボイス登録をすることは課税売上が  
1000万円以下でも消費税を納めるということ**

従来



インボイス登録事業者



**免税事業者が消費税の課税業者になった場合の  
負担額は・・・**

(例)手間受け、課税売上400万円 体一つで材料を持たないので  
→簡易課税を選択(みなし仕入れ率60%)した場合

**【納付する消費税額を計算する式】**

$$\begin{aligned} & (\text{課税売上にかかる消費税}) - (\text{課税売上にかかる消費税} \times 60\%) \\ & = (\text{納付する消費税額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & (400\text{万円} \times \text{税率}10\%) - (40\text{万円} \times \text{みなし仕入れ率}60\%) \\ & = 16\text{万円} \end{aligned}$$

年間約16万円の消費税が新たな負担になる

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	10%	卸売業(他の者から購入して商品をそのまま販売や委託しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第二種事業	30%	小売業(他の者から購入して商品をそのまま販売や委託しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)、製造業、**業、飲食業(飲食料品の販売をする事業)をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業(飲食料品の販売を除く)、卸業、建設業、製造業、創造小売業を含みます。電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工業を含むこれらに該当するものを対応とする役務の提供を行う事業をいいます。
第四種事業	10%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食業などです。第三種事業からいざいざ加工業その他のこれに該当する役務を行なう事業も第四種事業となります。
第五種事業	50%	運輸業、宿泊業、会社、保険業、サービス業(飲食店等に該当する事業を除きます)をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業をいいます。
第六種事業	0%	手間請業(手間請業)

建設業第三種

70%

手間請は第四種

60%

加工費その他これ

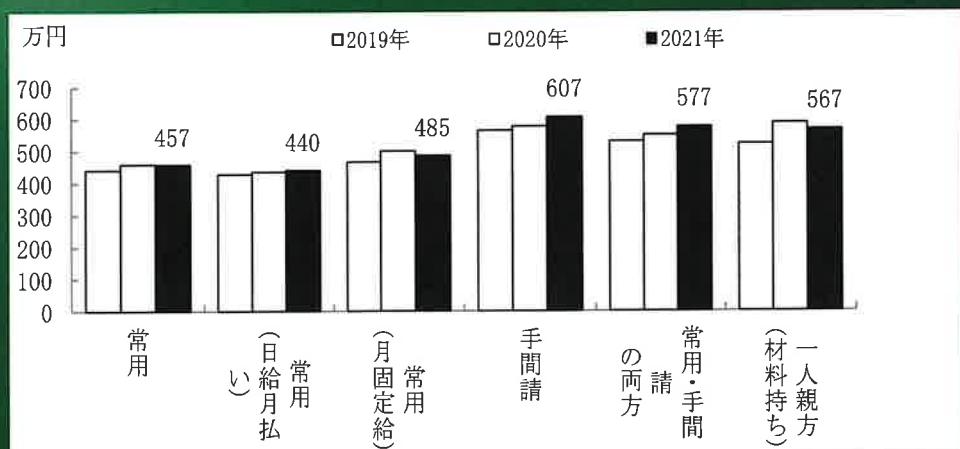
に類する料金を対

価とする役務の提

供を行う事業者

## 2021年都連賃金調査/年収

- 常用457万円、手間請607万円、一人親方567万円
- 仕入材料がほとんどない仲間が簡易課税を選択した場合は…



## 簡易課税でざっくり計算 これだけかかる消費税

課税売上 (年収)	ざっくり 消費税
300万円	→ 120,000 円
350万円	→ 140,000 円
400万円	→ 160,000 円
450万円	→ 180,000 円
500万円	→ 200,000 円
550万円	→ 220,000 円
600万円	→ 240,000 円
650万円	→ 260,000 円
700万円	→ 280,000 円

★所得税 + 「消費税」も払う

★年収400万なら

**消費税16万円**

★年収600万なら

**消費税24万円**

**消費税は原則3月末に納付**

**滞納すると延滞税**

消費税支払(3/31)を滞納	延滞税
納付期限の翌日から 2ヶ月が経過するまで	年 7.3%
2ヶ月以降	年14.6%

## ●一般課税事業者の場合

インボイス導入で

- ・インボイス登録の届け出は時期を見て行うけれど。
- ・免税事業者との取引は仕入税額控除が出来なく、結果、消費税負担増。
- ・免税の下請業者に課税業者になることを強要したら他に移るかも。
- ・と言っても今更、新しい業者を探すのもたいへんだ。
- ・値引きをお願いすれば買いたたきになってしまう。

## ●簡易課税事業者の場合

(納付する消費税額) [建設請負業の場合(※)]

$$= (\text{課税売上にかかる消費税額}) - (\text{課税売上にかかる消費税額} \times 70\%)$$

※手間請けの場合、みなし仕入れ率は**60%**です。

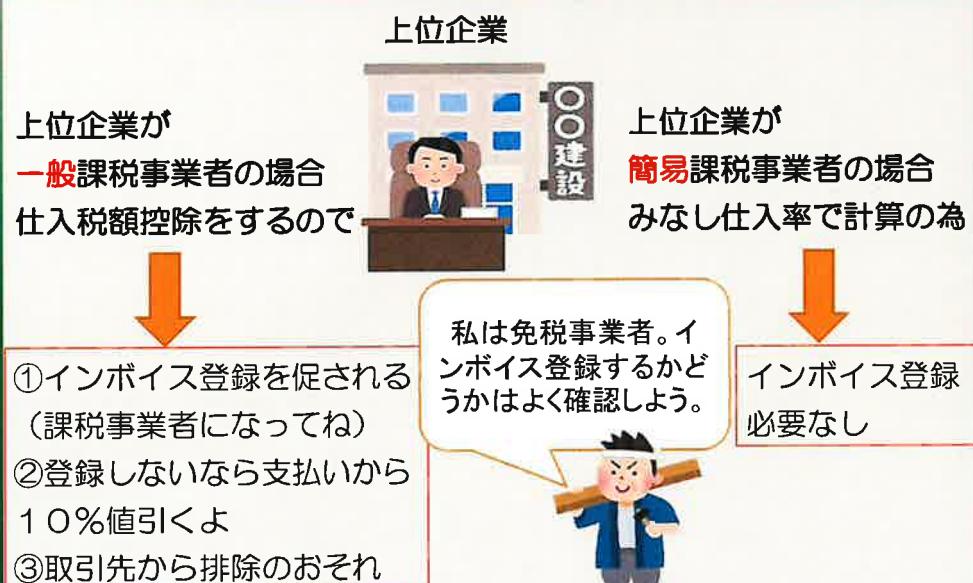
※自らが簡易課税事業者であれば特に大きな変化はありません。

## ● 私、免税事業者 何か手はありますか

上位業者から「インボイスを登録して」と言われた。  
打つ手なく消費税の課税事業者になるしかない？

→仕事をもらっている相手が、一般課税事業者か簡易課税事業者かを確認してみよう。

➤ 上位業者が簡易課税を選択している場合、仕入税額控除は**みな  
し仕入れ率**で計算を行うため、**下請けが免税事業者であっても  
影響は受けない**。→つまり発注する事業者が簡易課税を選択し  
ていればその下請けは免税事業者のままでOK。



## 免税事業者が受け取る消費税は益税か？

免税事業者はそもそも消費税を受け取っているのに、支払わないで得をしている。払って当然と言われてしまう。（益税論）

そもそも消費税は価格に転嫁するかどうかに関係なく、事業者が売上に応じて税額計算し、納税する仕組みです。利益の上がらない不当な単価で仕事をしていれば、身銭を切って納税することになるので、消費税は間接税のふりをした直接税とも言える。

※国税庁も免税事業者の売上に消費税は含まれていないという見解及び判例が出ている。

免税事業者の一人親方や手間請けの方も、デフレ経済の低価格競争下、安い単価で仕事をしてきた現状があり、仮に消費税10%を乗せた価格で仕事をしていても、その金額が十分な利益の出る単価かどうかはわからない。そこから考えれば、いわゆる「益税」は無いと言える。

## 政府は中小業者の特例を認めている

消費税の課税売上は3千万円から1千万円へ  
簡易課税を選択できるのは5億円から5千万円に改悪された。  
特例制度は認められている。益税論に反対する根拠の一つである。

時期	免税事業者の課税売上高	簡易課税を選択できる金額
1989年4月	3,000万円以下	5億円
1991年1月		4億円
1997年4月	1,000万円以下	2億円
2004年4月		5,000万円

インボイスの  
問題③

## こんな人にもインボイスの影響が…？



○○イーツの  
配達員



シルバー人材  
センター



保険会社の  
外交員



ヤクルト  
レディ

➤ 政府は全国で500万件を超える免税業者のうち約160万事業者が新たに課税業者になると見て いる。税収増は2480億円を見込んでいる。

23

インボイスの  
問題④

## 結局、誰かの負担増に

課税事業者



免税事業者



消費者

下請け外注事業者がインボイス発行事業者にならないと（免税事業者のまま）仕入税額控除が出来ず消費税負担増

上位業者との関係上、インボイスを発行せざるを得なく課税事業者になると消費税負担増

事業者が税額を売り値に転嫁することにより物価上昇。消費者（私たち）が負担増に

24

## 第4講

### 「登録申請をする場合」

あせって登録する必要はないですよ。  
課税事業者は一定の準備が必要になってくるけれど  
免税事業者は組合によく相談してね。

ねえねえ免税事業者が本体価格に消費税を上乗せして請求  
すると違法なの？

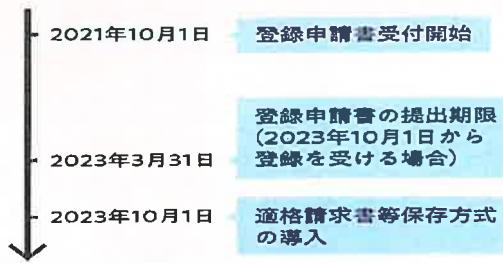
財務省の見解…「直ちに禁止行為に当たることはない」  
インボイス後の免税事業者の請求は総額で請求（消費税  
は明記せず…消費税相当とか）した方がベター。



### 「登録申請」のスケジュール

- 適格請求書発行事業者の登録申請は**2021年10月1日から開始**されます。
- インボイスの導入が予定されている**2023年10月1日**から登録を受ける場合は、**2023年3月31日**までに登録申請の提出となっていますが、特例の**2023年6月30日**までに申請すればOKです。

※最終的に、特例でギリギリ9月30日まで大丈夫ですが、番号の発行が10月1日に間に合わなくなります。



## 適格請求書発行事業者登録の申請方法

### 課税事業者は

- 期日までに発行事業者の登録申請書を税務署へ提出する  
(課税事業者であっても自動登録はされない)

### 免税事業者は

- 期日までに発行事業者の登録申請書を税務署へ提出する
- 2023年に発行事業者の登録を受ける場合は免税事業者は特例で「消費税課税事業者選択届」の提出は必要ありません
- 「自分は材料仕入がない」「手間請けで仕事している」など自身の経費がほぼない方が、**簡易課税**の選択をする場合は、その届け出も同時に必要となります。

## インボイス登録した後はどうなる

➤ 登録番号の通知が税務署からされる。

法人事業者の登録番号は、T+法人番号

個人事業者の登録番号は、T+13桁の数字

➤ 登録番号の公表が行われる。

公表情報は10月1日以降インターネットで確認できる。

でも・・・番号検索しかできない。

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称

- 登録番号、登録年月日。法人は本店又は主たる事務所所在地

- 個人事業者は屋号、所在地の公表は任意で選択

## 「仕入税額控除」の経過措置

免税事業者からの仕入税額  
(課税事業者の税額計算)

### 経過措置

控除できる

80%控除

50%控除

控除できない

- 一般課税事業者は、下請けが免税事業者の場合、仕入税額控除ができなくなります。
- ただし、一定の経過措置が設けられており、**免税事業者**からの請求であっても  
**①2026年9月までは80%**  
**②2029年9月までは50%**の仕入税額控除が受けられます。

## 第5講

### 「制度導入を阻止するには」

自分は免税事業者で上位業者が課税事業者で簡易課税を選択していれば今まで通りインボイスは必要ない。



## 今なら止められるインボイス制度

2016年に消費税軽減税率を導入するための法改正を行った際に・・・

「軽減税率導入（2019年）後3年以内を目途にインボイス導入に係る事業者の準備状況と取引の影響など検証し、その結果に基づいて法制上の措置を講ずる」

※所得税法等の一部を改正する法律（平成28）附則第171条の2

2022年がその3年目。反対世論の盛り上がりで導入中止をさせる事が可能な根拠となる

## 政府の次の手はどこからか

※インボイス導入で簡易課税制度が目の上のたんこぶに  
政府は簡易課税制度を廃止?  
現在5千万円の簡易課税制度の適用水準を大幅引下げ?

※デジタルインボイス導入。利便性を口実にデジタル化  
の促進。  
全ての取引が瞬時に国税庁に集積。  
自主計算・自主申告の納税制度は無くなる?  
デジタル社会は事業者や消費者の個人情報やプライバ  
シーを丸裸にする。

## 運動のポイント

- ・学習会でインボイス制度の問題点を知り、さらに周りに知らせる。複数回学習。
- ・地域街頭宣伝など他団体と共に闘い進める。
- ・導入中止を求める署名を多く集め国会へ提出
- ・地元議会にインボイス導入中止を求め国への意見書採択
- ・消費税減税を求める運動をセットで進める

インボイス制度に反対・凍結を求めた団体

- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国青色申告会総連合
- ・日税連
- ・公益法人会
- ・中小企業家同友会
- ・全建総連
- ・全国青年税理士連盟
- ・税経新人会全国協議会

## 学習でインボイス制度の問題点を知り、さらに周りに知らせる。関係する仲間は大勢だ。

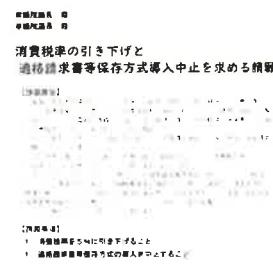
宣伝リーフと動画を利用してミニ学習会を開催しましょう。



## 導入中止を求める請願署名を多く集め国会へ

「消費税率の引き下げと適格請求書等保存方式導入中止を求める」署名に取り組みましょう。

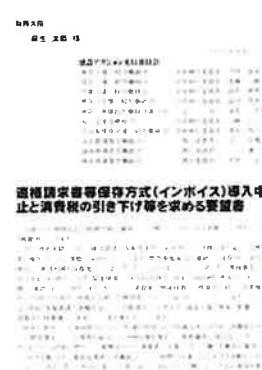
6月には首都圏組合で  
合計5万8861筆を国会に提出。



51

## 東京土建他、9組合共同で財務省へ要請行動

2021年9月21日にインボイスの導入中止と消費税減税を求めて、財務省へ申し入れを行いました。



52

## あわせて消費税の減税を求める運動も進める

インボイス制度導入の裏には消費税率の更なる引上げが隠されている。増税にはインボイスへの変更が必須。消費税減税を行えばインボイスの必要性も無くなる。コロナ過の経済対策には消費税減税が有効というのが世界的な流れ

2019年消費税10%、コロナになる前から格差広がる。世界は法人税の引き上げと消費税の引き下げが打開の潮流。

消費税率引き下げを求める国会議員数 2021年6月16日現在	
政党・会派名	議員数
自民党	113
立憲民主党	154
日本維新の会	26
日本共産党	25
国民民主党	19
社民党	2
れいわ新選組	2
合 計	341

国會議員の約50%が消費税減税に賛同

消費税  
5%に!

世界62カ国・地域で消費税を減税

